平成２１年（フ）第２５７号
大阪市住之江区南港東１－６－２－1019、開始決定時の住所大阪市住之江区御崎１丁目８番６号
破産者　坂谷　一成
１　破産債権の届出期間　平成21年９月28日まで
２　一般調査期日　平成21年11月12日午後３時30分
平成21年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６７８号
大阪府豊中市上野東２丁目４番15号
破産者　阿部　正義
１　破産債権の届出期間　平成21年９月28日まで
２　一般調査期日　平成21年11月12日午後３時30分
平成21年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成１４年（フ）第１３１６３号
大阪市天王寺区逢阪２丁目３番２号
破産者　株式会社三起
１　期日　平成21年11月10日午後４時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成21年８月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２号
和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地の94
破産者　畑　　愛子
１　期日　平成21年10月19日午前10時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月27日
和歌山地方裁判所御坊支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１９年（フ）第５８号
大分県国東市安岐町瀬戸田610番地
破産者　菊本建設株式会社
異議申述期間　平成21年10月27日まで
平成21年８月27日
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成１９年（フ）第８６号
大分県国東市安岐町瀬戸田586番地１
破産者　菊本　軍治
異議申述期間　平成21年10月27日まで
平成21年８月27日
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成１８年（フ）第３３２号
宮崎県小林市大字細野1339番地１
破産者　大工屋　薫
異議申述期間　平成21年10月27日まで
平成21年８月27日　宮崎地方裁判所都城支部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０５８号
東京都港区浜松町２丁目４番１号
清算株式会社　美浦ゴルフ開発・ディベロップメント株式会社
１　決定年月日　平成21年８月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２０５９号
東京都港区浜松町２丁目４番１号
清算株式会社　ローズウッドゴルフクラブ・ディベロップメント株式会社
１　決定年月日　平成21年８月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２０年（ヒ）第１００５号
神戸市中央区日暮通３丁目４番10号
清算株式会社　株式会社クレセント
１　決定年月日　平成21年８月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

監 督 命 令

平成２１年（再）第１７号
札幌市中央区南１条西16丁目１番地８大竹ビル301
再生債務者　株式会社ネクストウェーブ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　札幌市中央区大通西13丁目　パシフィックレジデンス大通公園３階　松田大剛法律事務所　弁護士　松田　大剛
平成21年８月25日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２１年（再）第１７号
札幌市中央区南１条西16丁目１番地８大竹ビル301
再生債務者　株式会社ネクストウェーブ
代表者代表取締役　沓澤　克佳
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年９月15日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年10月13日から平成21年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再）第２号
岡山県真庭市久世2415番地
再生債務者　株式会社コアプランニング
１　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月２日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年11月９日から平成21年11月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２０年（再）第３６号
大阪府和泉市テクノステージ３丁目10番25号
再生債務者　ライスカンパニー株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成21年８月20日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成21年10月21日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成21年10月７日
平成21年８月25日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成１７年（再）第６号
広島市西区天満町６番12号
再生債務者　株式会社岩崎大理石
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成21年８月25日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第１２６号
埼玉県川越市藤原町25番地２　ソフィア川越四季彩の街911号室
再生債務者　南部　由文
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年９月15日まで
４　一般異議申述期間　平成21年９月29日から平成21年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（再イ）第１３３号
埼玉県所沢市西所沢１丁目３番17―404号　ダイアパレス西所沢
再生債務者　松永　卓士
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年９月15日まで
４　一般異議申述期間　平成21年９月29日から平成21年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（再イ）第１３７号
埼玉県川越市岸町３丁目33番地２岸町やまぶき団地１号棟102号室
再生債務者　須々木美江
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年９月15日まで
４　一般異議申述期間　平成21年９月29日から平成21年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部